

令和7年度 旧宇和島管内生徒指導夏季研修会 実施報告書

1 日 時 令和7年7月30日(水) 10:00~12:00

2 場 所 宇和島市立岩松公民館(大集会室)

3 講演内容

- ・ 演 題 「SNSトラブルの現状とその対応」
- ・ 講 師 愛媛県警察本部 人身安全対策・少年課 課長補佐 笹山さやか 氏
〃 主 事 奥山 亮 氏

(1) 少年非行・被害の現状

ア 新型コロナウイルスの感染拡大により、県内の犯罪少年や不良行為少年の数は減少していたが、この数年は徐々に増加傾向にある。その中でも児童買春・ポルノ禁止法違反に関わる中高生の検挙数が増えている。

イ 警察庁による全国のSNSに起因する事犯の学職別被害児童数の推移を見ると、小学生の被害者数は平成27年では35人であったが、令和6年には136人に増加しており、小学生の被害者数の増加が顕著に表れている。また、重要犯罪等の被害児童数の推移から、不同意性交の数が10年で約11倍に増加していることが分かる。

ウ SNSに起因する事犯の被害状況について、全国の被害児童数(小学生・中学生・高校生)は減少傾向だが、県内の被害児童数(小学生・中学生・高校生)は令和5年から増加に転じている。これらの数は何らかのきっかけで表面化し事件となった被害児童の数であり、実際にはもっと多くの被害児童が潜在しているものと考えられる。

エ インターネット利用に起因する犯罪被害等の実態について、学職別に見ると、令和6年の被害児童は全国、県内ともに約9割を中・高校生が占めている。また、罪種別に見ると、全国では児童買春・ポルノ禁止法違反の割合が高く、県内では児童買春・ポルノ禁止法違反や重要犯罪の被害に遭っている児童生徒が約9割を占めている。

(2) インターネット利用に起因する犯罪被害等について

ア インターネット利用に起因するトラブルには、「手段・方法」「画像関係」「ネット友関係」「言葉・嫌がらせ」「アカウント」が関係している。

イ ネットで知り合った相手、いわゆる「ネット友」とのトラブルが多く、異性に関する相談がある。

ウ 画像関係のトラブルの内容には、画像を拡散された、画像を加工して拡散された、無断で撮影された、性的画像を送らされた・拡散されたといったものがある。

エ 今の子供たちは「一度も会ってなくても、一緒にゲームをしてくれる仲間や悩みを聞いてくれる相手は、友達、彼氏、彼女だ」と思っている。

オ 自ら危険に近づく児童生徒がいる。自ら繋がりを求める子は、危険なのは分かっているが、自暴自棄、孤独、承認欲求、愛情欲求から危険に近づいている。そういった子供たちには全体指導とは違う個別指導が必要と考える。



<写真1 研修会の様子1>

カ SNSと関連する法改正について、面会要求罪が新設された。

キ 被害に遭った児童生徒から相談があった際、被害者の話をしっかり受け止め、まずは「言いづらいことを話してくれてありがとう」とねぎらうことが大切。聴き手は児童生徒の被害を知り、ショックを受けることもあるが、本人の気持ちを受け止め、児童生徒の気持ちに寄り添う必要がある。

ク 児童生徒から聴取する時は、できる限り自由報告で求める。詳しい被害内容を聞き出す必要はなく、児童生徒が話しやすいように「何があったのか教えて」・「それから」というオープン質問を使う。児童生徒が話していない言葉を絶対に使わない、話せない児童生徒にヒントを与えない。過去には、子どもから話を聞く際、誘導や暗示がなされたことで、子供が記憶している正確な情報を聞き出すことができず、無罪や事件化できなかつたというケースがあった。

ケ ネット上での誹謗中傷でも名誉棄損罪、侮辱罪、脅迫罪になることがある。また、いじめ防止対策推進法に記載されている通り、いじめとしても認知される。

コ 学校と警察が児童生徒の非行や問題行動等に関する情報の相互連絡を積極的に行い、児童生徒の健全育成を図るために、学校警察相互連絡制度がある。

(3) 情報モラル教育について

ア インターネットやSNSでのトラブルについて動画やクイズ、事件事例などを交えながら、警察ならではの内容で実施している。トラブルの例として、ネット上での誹謗中傷、写真等の投稿によるトラブル、児童ポルノ被害、知らない人とつながることの危険性などがある。

イ デジタルタトゥーと言われるように、面白さのために軽はずみで不適切な動画や写真を投稿すると、完全に消去することができなくなる。

ウ 書き込みや投稿に関するトラブルの中では、最近では相手からの巧みな誘いに乗せられ自撮り被害が多発している。

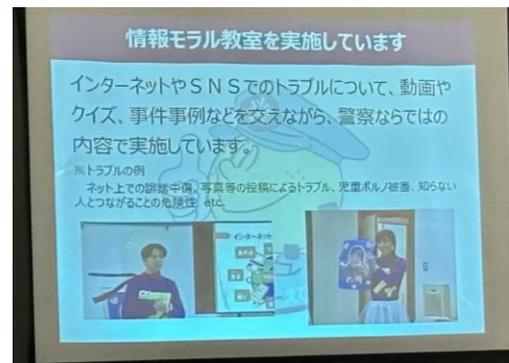
エ 使い方に関するトラブルの中では、いわゆる闇バイトが増加している。仕事の内容を明らかにせず著しく高額な報酬の支払いを示唆するSNS上の投稿がある。これは「アルバイト」の募集ではなく犯行グループによる「犯罪の実行役」の調達である。

オ 警察への相談のために、トラブルの画面をスクリーンショットして証拠を残しておく。相手を処罰したいなど、事件としての判断の相談や被害の届け出の際には、書き込まれた内容や日時、相手等について記録化・資料化しておくことが大切である。

カ ネットの世界も現実世界のルールと同様だと捉えさせ、自分の投稿内容に責任を持たせる。「人に迷惑をかけないかをイメージする」「様々な人が見ている」「それを見た人はどう感じるか？」など想像力を働かせ行動するための指導が大事である。また、正しい使い方をし、自分の安全を守らせる学習が必要である。



<写真2 研修会の様子2>



<写真3 情報モラル教室>